

# 北広島市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年4月1日  
北広島市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）により、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として位置付けられている。北広島市においては、農業者の高齢化や後継者不足による離農者の増加の可能性があるほか、遊休農地の発生が懸念されていることから、遊休農地の発生防止・解消に努めるとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進を一層強力に推進していく必要がある。

以上のような観点から、本市の特徴を生かしながら、活力ある農業を築くため、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が中心となり、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と連携しながら「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項に基づき、北広島市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて検証・見直しを行う。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	1,930ha	12.9ha	0.66%
目 標 (令和9年3月)	1,920ha	0ha	0%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

- ① 農地法に基づく利用状況調査を実施し、遊休農地の状況を把握する。また、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施する。
- ② 利用意向調査の結果を受け、農地の所有者等の意向を踏まえて農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	1,930ha	1,267.74ha	65.7%
目 標 (令和9年3月)	1,920ha	1,327.74ha	69.2%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 北広島市、北海道農業公社、道央農業振興公社、道央農業協同組合などと連携し、農地の流動化を促進する。
- ② 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権等の設定を推進する。
- ③ 遊休農地対策と連携した取組を推進する。

(3) 担い手への農地利用集積の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年度まで ※平均)	2.5経営体/年 (7.97ha/年)
目 標 (令和8年度まで)	2経営体/年 (5ha/年)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関・団体と連携し、就農希望者の就農地相談を随時実施する。

② 農業経営の法人化や新規就農・企業等の多様な農業参入を促進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第4 「地域計画」の目標を達成するための役割

北広島市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、北広島市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農業者へ声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」に定められた担い手への農地の利用調整
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力